

## おおいた夏の働き方応援キャンペーン開催要領

### 1 趣旨

暑い夏に、民間企業が「働き方改革」の一環として、各企業の実情に応じ、「ゆう活」や所定外労働の削減(定時退社)、年次有給休暇の取得促進に取り組むよう、大分労働局独自の取組として「おおいた夏の働き方応援キャンペーン」を実施する。

キャンペーンへの賛同が広がり、各企業における働き方改革が推進することによって、祭り等のイベントに地域住民が参加しやすくなるなど、地域の活性化にも資するものである。

### 2 期間

令和元年7月1日から8月31日(2か月間)

### 3 主催

大分労働局

### 4 後援団体、機関

大分県、大分県市長会、大分県町村会、大分県経営者協会、大分県商工会議所連合会、大分県中小企業団体中央会、大分県商工会連合会、大分経済同友会(予定)、日本労働組合総連合会・大分県連合会、大分県社会保険労務士会、(一社)大分県銀行協会、大分県信用金庫協会、大分県信用組合協会、(公財)大分県総合雇用推進協会、(一社)大分県労働基準協会

### 5 実施事項

#### (1)企業の取組への支援

趣旨に賛同し、実際に、「ゆう活」や所定外労働の削減(定時退社)、年次有給休暇の取得促進に取り組む企業への支援として、その取組内容を大分労働局ホームページで紹介する。

#### (2)取組への働きかけ及び地域活性化への支援

地方公共団体や経済団体等に対して、「ゆう活で祭りに行こう」、「定時に帰って花火に行こう」、「休みを取って家族と過ごそう」等と呼びかけることにより、「ゆう活」の推進、所定外労働の削減(定時退社)、年次有給休暇の取得促進を図る。併せて、地域の祭り等のイベントの活性化の支援を行う。

当該団体等がキャンペーンの趣旨に賛同し、「バランス戦隊エンジョイ5」や「ゆ

「ゆう活」マークの入ったイベント広報用ポスターやちらしを作成した場合には、大分労働局ホームページで紹介するとともに、局内各部署や各署所でポスターの掲示やちらしの配布を行う。

### (3) 労使団体への協力要請

それぞれの企業の実情に応じ、労使で「ゆう活」や所定外労働の削減(定時退社)、年次有給休暇の取得促進に向けて自主的に検討いただくよう、経済団体及び労働組合へ要請を行う。

## おおいた夏の働き方応援キャンペーン



さあ、帰りましょう。御社も働くスタイル 変えてみませんか

7月

8月



花火大会にGO！



ハッピーアワーの時間に  
暑気払い



地域の祭りに参加



早く帰ってゆったり

ゆう活 朝方勤務事例 ・終業時間を1時間30分前倒しした朝方勤務の事例

(通常)

9:30 12:00 13:00 18:30

勤務時間

休憩

勤務時間

(ゆう活)

8:00

12:00

13:00

17:00

勤務時間

休憩

勤務時間

ゆう活を楽しく活かす働き方。

# ゆう活



暑い夏は  
朝に働き、夕方  
早く帰りましょう。



主唱 厚生労働省大分労働局

# おおいた夏の働き方応援キャンペーン



## ゆう活とは・・・

「ゆう活」とは、日照時間が長い夏に、朝早い時間に仕事を始め、早めに仕事を終えることで、まだ明るい夕方の時間を有効に活用し、生活を豊かにしようという取組です。

具体的には、夏の時期に「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などを推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくものであり、それぞれの企業や働く人の実情に応じた自主的な取組を可能な範囲で実施いただくものです。

- ・**ゆう**やけ時に
- ・**悠々**とした時間が生まれる
- ・友人と会える、遊ぶ時間が増える
- ・家族で過ごす**優しい**時間ができる
- ・新しい人、モノ、ことと自分が**結ばれる**



「ゆう活」の「ゆう」には様々な思いが込められているのです。

## ★ 企業の取り組み事例

### 広島県（金融業）従業員数約1,300名

- ・平成28年度から通勤事情を考慮し、交通アクセスの良い3店舗を対象とし9月の1カ月間実施。
- ・始業時刻（基本は8:30）を最大7:30まで繰り上げ可能としている。
- ・取り組みやすくするために前日の17時までの申請を可能としている。
- ・「ゆう活」適用者が退社しやすい雰囲気を作るため「朝方勤務適用者カード」を作成し周囲に知らせている。

### 東京都（不動産業）従業員数約130名

- ・夏季に希望者を対象に出勤・退勤の時刻を1時間繰り上げる「朝方勤務」を導入。
- ・同時に社員の出勤・退勤時刻の現状を把握した上で、会議の運営方法、資料の簡素化、ルーチン業務の整理、処理方法の見直しを実施。
- ・特に若手社員について、中堅社員が、仕事の優先度や求められる仕事の完成度（レベル感）についてあらかじめ指示する等業務の交通整理を指導。

今夏、年次有給休暇の取得の促進や「ゆう活」、定時退庁に取り組まれる予定の企業がございましたら、大分労働局ホームページ等で紹介しますので、是非お知らせください。随時掲載いたします。



私たちにとって、仕事は、暮らしを支えるものとして、また、生きがいや喜びをもたらすものとして、人生を豊かにするために重要なものです。同時に、家事や子育て、介護、家族・友人と過ごす時間や、自己啓発、余暇など、仕事以外の生活も、私たちの人生にかけがえのないものです。仕事も生活も充実させ、豊かな人生を送ることは、だれもが望むことでしょう。

しかし、現実はどうでしょうか。毎日遅くまで仕事をして、家族とのだんらんの時間がもてない、長時間労働で心身ともにひどく疲れているなどと言った場合もあるのではないでしょうか。

「ゆう活」には、働く人だけでなく、その人が働く組織・企業の側にもさまざまなメリットが期待できます。

まず、従業員の生活の質が向上することにより、満足度や仕事への意欲が高まることが期待されます。仕事以外の時間を通じて、資格取得をするなど、従業員の能力向上につながるといったメリットもあるでしょう。また、労働生産性の向上も考えられます。

「ゆう活」の実施のためには、これを契機とした業務効率化が不可欠です。また、仕事の開始時間を早めても「仕事が終わらない」「早い時間に帰るのは心苦しい」などと残業をしてしまうのでは意味がありません。

仕事を早く終え、早く帰れるように、業務の効率化を図りましょう。特に、残業することが当たり前のようになっている職場では、職場全体で働き方に対する意識を抜本的に変えることが重要です。早く仕事を終えて、仕事以外の活動をする時間を作ることは、働く人や職場にとっても、前述のようなメリットがあります。

「仕事以外の活動」を前向きに捉え、一人一人が、多様な働き方、生き方が実現できる職場づくりをしていきましょう。

大分労働局長 坂田善廣